

# 後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

## 令和6・7年度の

## 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

令和6年4月1日から保険料率を改定します。

### ●令和6・7年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行 (令和4・5年度)	改定後 (令和6・7年度)
被保険者均等割額	46,160円	48,604円
所得割率 所得割額=(総所得金額等(注1)-43万円(注2))×所得割率で計算	8.70%	9.56% ※1
年間保険料上限額	66万円	80万円 ※2

注1 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。

注2 合計所得金額が2,400万円以下の場合

※1 所得割 激変緩和措置について

次に該当する方の所得割率は8.84% (ただし、令和6年度に限る)

・旧ただし書き所得(総所得金額等-43万円)が58万円以下の方

※2 賦課限度額の激変緩和措置について

次に該当する方の年間保険料上限額は73万円 (ただし、令和6年度に限る)

・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった方 もしくは、障害認定により、後期高齢者医療保険の被保険者となった方。(ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたいだ転居を行った場合、転居先の広域では対象外)

### ●令和6年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

- ・65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。
- ・事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

#### ■ 均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)

#### ■ 均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)

#### ■ 均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数(※)-1)

※年金・給与所得者の数は、令和5年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方が該当します。

**おひとりごとの新しい保険料の額は、令和6年7月に郵便でお知らせします。**

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ：<https://www.shigakouiki.jp/>

詳しくは

保険年金課 または 滋賀県後期高齢者医療広域連合 (TEL077-522-3013) まで

〒520-0044 大津市京町四丁目3-28